

○ 猶銃等製造、販売事業者に対する行政処分に係る照会について

(昭和五十三年五月八日 商企第〇〇〇〇号  
○○県商工労働部長 通商産業省機械情報産業局航空機武器課長あて)

武器等製造法第十七条及び同法第十九条の規定により許可を受けた下記事業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第三条第一項違反により同法第三十一条の三第一号による罰金刑十万円が確定しましたが、その違反の事実は別添のとおりであります。

これは武器等製造法第二十条で準用する法第十五条第一号に規定する法第五条第一項第五号ハに該当します。

今後これに係る行政処分をするにあたり、その状況をどの程度に酌量すべきか照会致します。

記

事業者

○○市○○町○○○○番地 ○○○○

## 記

一 武器等製造法第二十条において準用する同法第十五条第一号に規定する同法第五条第一号第五号ハの規程は、主として公共の安全確保を目的としているものと考えられます。従つて、その「情状」については、他の法令に違反した内容が猟銃等製造、販売事業者としての適格性に反するものであるか否かを判断し、それに基づいて「不適当な者」であるか否かを決定すべきであると考えます。

二 貴県から照会のあつた件については、その法令違反が本法の目的に近似した銃砲刀剣類所持等取締法の違反である点、許可事業者としての適格性を特に綿密に検討すべきケースであると考えます。

その場合、許可事業者の適格性の判定については、違反した事実の具体的な内容、罰金を課せられた事情、これまでの猟銃等製造、販売事業者としての事業遂行状況、危険物を取り扱う事業者としての自覚等を詳細に検討の上行うべきであるので、貴県においてこれらの点を考慮の上、本法の趣旨に沿うよう措置してください。